

～11月は児童虐待防止推進月間です～



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

地域の皆さんの「気づき」が、子どもを守ることにつながります。

児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にする など

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、お気軽にご相談ください。

- 虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ご自身が出産や子育てに悩んだら
- 子育てに悩む親がいたら

「虐待かな？」と思ったら、まずはご相談ください。

こども家庭センターはえばる
（役場こども課内）☎889-4524
沖縄県中央児童相談所 ☎886-2900

あなたの１本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル ☎189（いちはやく）

・お住まいの地域の児童相談所につながります。
（一部の IP 電話からはつながりません。通話料がかかります。）
・連絡は匿名で行うことも可能です。



女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者や交際相手などからの暴力、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。パネル展を開催しますので、「女性に対する暴力」について、この機会に考えてみませんか？

問 企画財政課 ☎ 889-0187

パネル展

期間 11月18日(水)～ 12月１日(火)
場所 役場１階 町民ホール

▶年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力

内閣府性暴力に関するSNS相談「Cure time」

内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **#8891（はやくワンストップ）**

警視庁 性犯罪被害相談電話（全国共通） **#8103（ハートさん）**

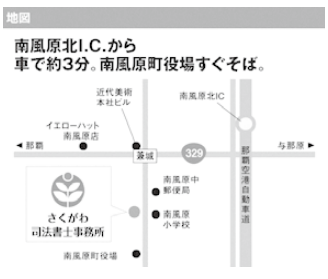
配偶者・交際相手からの暴力

内閣府 DV相談プラス

内閣府 DV相談ナビ **#8008（はれれば）**

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のシンボルマーク





無料法律相談

不動産の登記	●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更 ●抵当権の設定や抹消
会社の登記	●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き ●定款変更
相続手続き	●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策 ●相続の放棄
裁判事務手続き	●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成 ●訴状、成年後見申立書などの作成
債務整理	●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き ●過払い金の回収

業務時間
平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。

さくがわ司法書士事務所
〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

司法書士 **佐久川（さくがわ） 聡（さとし）**